国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和4年度)

作成日 2022/10/20 最終更新日 2022/10/20

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2022/10/20
国立大学法人名		国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学
法人の長の氏名		学長 寺野 稔
問い合わせ先		評価室評価係(0761-51-1013、hyouka@ml.jaist.ac.jp)
URL		https://www.jaist.ac.jp/index.html

【本報告書に関する経営協議	義会及び監事等	『の確認状況』
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		令和4年9月16日開催の経営協議会において、国立大学法人ガバナンス・コードへの本学の適合状況について説明及び意見聴取を行った。経営協議会委員からは、当該適合状況について特段の意見は無く、各原則を適切に実施していることが確認された。
		監事に対し、令和4年9月16日開催の経営協議会において、国立大学法人ガバナンス・コードへの本学の適合状況について説明及び意見聴取を行った。監事からの意見及び対応は以下のとおりである。
		 監事ご意見① 【全般】 令和3年度のガバナンス・コードの適合状況で未実施であった「職員の総合的な人事方針の策定」(補充原則1-3③、1-3⑥)及び「法人経営人材の育成方針の明確化と公表」(補充原則1-4②)について策定・公表し、これまで未実施であった原則が今回の報告では全て実施に至ったことは大いに評価できる。また、「国立大学法人法の一部を改正する法律」の公布に伴い対応が必要となった補充原則(3-3-1②、3-3-3、3-3-4、3-4-1①)についても全て適切に実施されている。「国立大学法人ガバナンス・コード」策定の趣旨に鑑み、今後とも不断の改善に努めて頂きたい。
監事による確認		【補充原則1-3③、1-3⑥、1-4②関連】 (意見)人事や人材育成は大学の根幹をなす極めて重要な事項であることから、「職員の総合的な人事方針の策定」(補充原則1-3③、1-3⑥)および「法人経営人材の育成方針の明確化と公表」(補充原則1-4②)を今回新たに実施したが、その実現状況をフォローアップして、こうした方針に沿った人事および人材育成の着実な遂行に努めて頂きたい。(対応状況) 〇「職員の総合的な人事方針の策定」について教員人事に関しては「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における教員人事の将
		来構想」に沿ったものとなっているか人事計画委員会での議論を通じて確認し、その実現に向けフォローアップを行っていく。また将来構想に定めている教員の人材の多様化に係る指標(外国人教員比率、女性教員比率、若手教員比率)についても人事計画委員会において定期的に状況を報告することによりフォローアップを行っており、今後も引き続き継続して実施していく。 事務系職員の採用・人事配置に関しては、所属長との人事ヒアリング等を通じて「事務職員の人事に関する基本方針」に沿ったものとなっているかを確認し、その実現に向けフォローアップを行っていく。 〇「法人経営人材の育成方針の明確化と公表」についてご指摘の点に留意し、人材育成に努めていく。
		【補充原則1-4②関連】 (意見)対応状況に関する文章が分かりにくいので、表現の修正を検討してはどうか。 (対応状況)ご指摘を踏まえ、本報告書の記載内容を一部修正した。

【本報告書に関する経営協議	養会及び監事等	その確認状況】
記載事項	更新の有無	記載欄
		監事ご意見②
		本学は、ガバナンス・コードの基本原則、原則、補充原則に則り、以下の通り、すべて
		適合しているものと認められる。「職員の総合的な人事方針の策定」、「法人経営人材の
		育成方針の明確化と公表」については前回から適切に改善されている。
		1. ビジョン、目標・戦略の策定と体制の構築
		・「JAIST未来ビジョン」(R3.1策定)の4つの「基本戦略」のもと、これらを実現するた
		めの個別施策が着実に実施されている。
		・ビジョン等の実現に向け各種タスクフォース等を設置し、機動的・戦略的に対応できる
		体制を有している。
		・大学総合戦略室IR担当で可視化されたデータを施策立案に活用、内部質保証の基本方針
		を策定、経営協議会をはじめ各種アドバイザー会議で外部の方々との意見交換等から得ら
		れた助言・意見を法人運営の改善に活用、事例を公表している。
		・法令、本学規則等により各種会議体の設置、適任者の任命、事務職員人事基本方針の全
		面的な見直し策定(前回から改善)、中期的財務計画の策定、未来創造イノベーション推
		進本部URAの諸活動による外部資金獲得体制の整備、寄附金の獲得、資産の有効活用等に
		ついて的確に実施されている。
		・経営・教学運営に係る権限・責任体制、教員人事の将来構想、中期的財務計画、分かり
		やすく工夫した財務レポート等についてHPで公表、学内外の会議で説明を行っている。
		・法人経営人材育成方針を明確化しこれを定めHPで公表した(前回から改善)。今後は長
		期的視点に立って役員等への登用、適職配置等を通じて更なる人材の育成・確保を図って
		いただきたい。
		2. 法人の長の責務等
		・新体制のビジョン実現のため、学内教職員の理解を得られるよう丁寧な説明・共有に努
		めるとともに、学生等にも発信している。この他経営の透明性を高める各種情報を学内外
		に発信している。
		・法人の長として理事等との意思疎通を図り、業務全般に関し迅速・的確な意思決定がで
		きる経営体制を構築している。
		・経営・教学運営に関する会議体での審議をはじめ、各種アドバイザー会議、プレジデン
		トダイアログ等学内外の多様な意見等を聴ける多くの機会をとらえ、自ら先頭に立って強
		力なリーダーシップを発揮して法人経営を行っている。
		・理事他各職を適切に選任すると共に、各担務について達成目標、適切な評価・処遇方法
		等を明確にし、執行体制を整備している。
監事による確認		・内部統制システムについては「総合戦略会議」を活用して強化を図っている。リスク管
血 尹による 唯心		理体制では「リスクマネジメント会議」を活用してリスクの回避・低減等を適切に指導し
		ている。
		・資源配分については、委員会等を設置、戦略的に検証を行っている。
		・役員会は、法人経営に係る重要事項を十分審議し、これにより法人の長による意思決定
		が迅速・的確に遂行されている。
		・理事他各職はビジョン実現に向け法人の長を十分補佐している。
I	l	

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	
		3. 経営協議会等各種会議体・監事の責務と体制整備	
		・自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする上で重要な役割を担う各種会議体の目	
		的に合わせ、適切な法人経営を支えるよう工夫された体制がとられ、各種会議体の審議を	
		充実、活性化、高度化させている。	
		・経営協議会においては、学内外等幅広い分野からの参画等多様なメンバーを選考・選任	
		し、学長他から現状・課題の説明を行い活発な意見交換を行っている。	
		・教育研究評議会においては、専門委員会を設置し審議の工夫を行っている。	
		・学長選考・監察会議においては、法人の長から独立性をもって、資質・能力に関する選	
		考基準をはじめ選考過程等、業務執行に関する評価、委員の選任方法等を明確にし公表・	
		周知している。	
		・監事に対しては、監査室が学長に対する第三者性・中立性を確保するとともに、十分な	
		情報提供・説明を行い、密接な連携・支援体制が確保されている。重要会議への出席、意	
		見の表明、監査報告の作成ができる体制がとられている。	
		4. 社会との連携・協働、情報の公表	
		・法人経営、教育・研究・社会貢献活動にかかる情報について、対象に応じて内容・方法	
		等を分かりやすく工夫して公表している。また学生にはディプロマ・ポリシー、カリキュ	
		ラム・ポリシー等を策定・明示・検証・公表する等して透明性を確保している。	
		・内部統制システムについては、業務方法書・コンプライアンス規則を制定し適切に運用	
		している。また、公益通報・相談窓口・通報者の保護に関する情報を公表している。各監	
		査結果は定期的に役員等に報告し法人経営の見直しに活かしている。	
		・研究活動における不正行為防止、公的研究費不正使用防止等のため行動規範・学内規則	
		等を策定・公表している。今後は特に、これらの適正な運営・管理に関する情報発信・共	
		有化、見直しを図り、各種会議等の機会をとらえるほかコンプライアンス教育・啓発活動	
		の場で一層きめ細かく実施していただきたい。	
		なし。	
その他の方法による確認		3.50	
こうごうシンコルベーク る 単色的			
	ļ		

【国立大学法人ガバナンス・	コードの実施	状況】
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原 則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施している。
ガバナンス・コードの各原 則を実施しない理由又は今 後の実施予定等		なし。

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		世界トップの研究大学へと飛躍するため、令和3年1月に「JAIST未来ビジョン」を策定した。策定に当たっては、大学執行部のみならず、経営協議会の学外委員など、学内外からも意見を聴取して作業を進めた。 JAIST未来ビジョンは、本学創設の目的を受け継ぎ、独自の研究の高度化と先鋭化を進め、世界トップの研究大学を目指すとともにグローバルに活躍できる人材を育成するための指針であり、研究・教育・社会貢献・経営の4つの「基本戦略」とそれらを実現するための個別施策で構成されている。・JAIST未来ビジョン https://www.jaist.ac.jp/about/vision/vision2026.html
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検 証結果及びそれを基に改善 に反映させた結果等		目標・戦略における重要事項について、経営協議会学外委員、アカデミックアドバイザー及びインダストリアルアドバイザー等との意見交換等において進捗状況等への助言を得る機会を設けている。聴取した学外者の意見は法人運営の改善に活用するとともに、活用した事例を本学ホームページで公表している。 JAIST未来ビジョンについても、上記スキームに沿って対応することとしている。 ・経営協議会学外委員等からの意見と対応状況 https://www.jaist.ac.jp/about/disclosure/corporation/management.html
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係 る各組織等の権限と責任の 体制		経営及び教学運営の責任を明確にするため、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学組織運営規則」において、経営については経営協議会を、教学運営については教育研究評議会を、それぞれ本学の重要事項を審議する会議体として設置する旨、規定している。 ・国立大学法人学北陸先端科学技術大学院大学組織運営規則 https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000001.htm
補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・ 障がいの有無等の観点での ダイバーシティの確保等を 含めた総合的な人事方針		教員については、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における教員人事の将来構想」において、人材の多様化の推進の観点から、次の比率を目標値として設定している。 ・若手教員比率 34%以上 ・外国人教員比率 25% ・女性教員比率 15% 事務職員については、適切な年齢構成、女性職員の管理職への登用、障がい者雇用などのダイバーシティの実現に向け、令和3年11月に「事務職員の人事に関する基本方針」を策定している。 ・国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における教員人事の将来構想https://www.jaist.ac.jp/about/data/kyouinkousou.pdf ・事務職員の人事に関する基本方針 https://www.jaist.ac.jp/about/data/jim_jinji.pdf
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な 支出額を勘案し、その支出 を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 中期計画」において、自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額及び収入額を算出し、中期的な予算、収支計画及び資金計画を策定し、本学ホームページで公表している。 ・予算、収支計画及び資金計画 https://www.jaist.ac.jp/about/data/mid-plan4.pdf

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の 使用状況等)		財務諸表、事業報告書及び本学の財務情報を分かりやすく解説した財務レポートにおいて、教育研究の費用及び成果等について記載し、本学ホームページで公表している。また、本学教職員を対象とした「財務に関する説明会」や、「産業界の有識者との懇談会」において、ステークホルダーに財務内容の説明を行っている。 ・財務諸表及び事業報告書 https://www.jaist.ac.jp/about/disclosure/corporation/accounting.html・財務レポート https://www.jaist.ac.jp/about/data/financial-report2021.pdf
補充原則1-4② 法人経営を担いうる人材を 計画的に育成するための方 針		法人経営人材の育成方針については、総合戦略会議及び経営協議会での意見聴取を経て、令和4年7月21日付けで定め、本学ホームページ上に公表した。この方針の下、学長及び理事と一体になって大学運営を担う立場である副学長、学長補佐及び部局長への登用や学長の意思決定を支援する大学総合戦略室への教職員の配置などを通じて、法人経営人材の育成を図っていく。 ・国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における役員等候補者育成に関する基本方針 https://www.jaist.ac.jp/about/data/kouhoikusei.pdf
原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長 を補佐するための人材の責 任・権限等		「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学理事に関する細則」及び 「理事及び副学長の職務分担について」において、職務分担等を定め、適 切な人材を選任している。 ・国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学理事に関する細則 https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000002.htm ・理事及び副学長の職務分担 https://www.jaist.ac.jp/about/data/work-sharing.pdf
原則2-2-1 役員会の議事録		役員会議事概要を本学ホームページにて公表している。 ・役員会議事概要 https://www.jaist.ac.jp/about/disclosure/corporation/executive.html
原則2-3-2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況		企業経営等の経験を有する人材を非常勤の役員として登用し、その経験と 知見を大学運営に生かしている。 ・役員の経歴 https://www.jaist.ac.jp/about/organization/staff-career.html
補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫		経営協議会構成員の過半数を占める学外委員の選考方針については、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学経営協議会規則」に「本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する。」と規定しており、構成員としては、産業界、学識経験者、地元経済界、地元自治体、高等教育機関など、幅広い分野から選出することにより多様な見地から意見を求めることができるように工夫している。また、構成員(所属・氏名)については、本学ホームページ、刊行物において、周知している。(経営協議会の外部委員に係る選考方針)・国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学経営協議会規則https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000009.htm(外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫)経営協議会における外部委員との意見交換の実施・経営協議会議事要録・経営協議会学外委員等からの意見と対応状況https://www.jaist.ac.jp/about/disclosure/corporation/management.html

記載事項	更新の有無	記載欄
記載事項 補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由	文利の行無	学長選考・監察会議において、法人の長の選考に当たり、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する選考基準を策定している。 学長の選考に当たっては、選考基準を踏まえた人物を選考するべく、候補者に対して面接を実施するなど、慎重かつ必要な議論を踏まえた上で、学長選考・監察会議委員の意思を最大限に反映する形で、最終候補者を決定している。 なお、学長選考・監察会議は、選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由について、大学内掲示板に公示するとともに、大学のホームページ、電子メールにより職員に周知している。 ※ 現法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由については、現法人の長が候補者として決定された日から就任するまでの期間、本学ホームページ上で公表した。
補充原則3-3-13 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無		「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学学長選考規則」第11条により任期6年、再任不可と規定しており、本学ホームページにて公表している。 ・国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学学長選考規則 https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000006.htm
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出る ための手続き		「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学学長解任規則」を制定しており、本学ホームページにて公表している。 ・国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学学長解任規則 https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000008.htm
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に 係る任期途中の評価結果		学長選考・監察会議は、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学学長業績評価実施要項」及び「学長の中間評価及び最終評価について」の規定に基づき、学長就任から3年目に「中間評価」を実施することとしており、また、評価結果は本学ホームページにて公表している。・学長業績評価https://www.jaist.ac.jp/about/disclosure/corporation/selection.html
原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由		「学長選考・監察会議委員の選任理由及び選出方法」を定めており、本学ホームページにて公表している。 ・学長選考・監察会議委員の選任理由及び選出方法 https://www.jaist.ac.jp/about/data/selection-reason.pdf
原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		本学では大学総括理事を置いていない。

記載事項	更新の有無	記載欄
1049/ 37 77	2471 5 13 ///	【内部統制の仕組みの整備】
		本学は、内部統制システムの整備について「業務方法書」において定め、
		役職員が職務の遂行にあたり関係法令や学内の諸規則等を遵守するよう取り
		組んでいる。
		また、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学コンプライアンスに関
		する規則」において、役職員の責務として「コンプライアンスの重要性を深
		く認識し、常に教育研究の発展に寄与するため、公平かつ公正な職務の遂行
		に努めなければならない。」と定めている。
		・国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学業務方法書
		https://www.jaist.ac.jp/about/data/business-policy.pdf
		・国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学コンプライアンスに関する規則
		https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000036.htm
		【公益通報・相談窓口】
		本学における不正行為の早期発見と是正を図るため、公益通報・相談窓口
		制度、学内・学外窓口及び通報者の保護に関する情報をホームページにおい
		て公表している。
		・公益通報・相談窓口
		https://www.jaist.ac.jp/about/disclosure/compliance/
		・国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における公益通報者の保護等に
		関する規則 (1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.
		https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000038.htm
		【内部監査等】
基本原則4及び原則4-2		毎年度、内部監査、監事監査及び会計監査人監査等を実施し、監査結果を
内部統制の仕組み、運用体		定期的に役員会、経営協議会等へ報告している。
制及び見直しの状況		・国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学内部監査規則 https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000129.htm
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		・国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学監事監査規則
		https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000020.htm
		・国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学監査室規則
		https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000022.htm
		【法人の構成員が従うべき行動規範等】
		職務を遂行する上で遵守すべき「行動規範」を定め、役職員が不断に実践
		する基準としている。この規範において「関係法令及び学内規則等を遵守
		し、健全かつ適正な教育研究活動及び業務遂行に徹し、社会からの信頼確保
		に努めます。」と明記している。
		その上で、研究倫理、公的研究費不正使用防止、情報管理、ハラスメント
		防止等に係る個々の規範として、構成員が遵守すべき行動規範や学内規則等
		を策定し公表するとともに、必要に応じて適宜見直しを行っている。
		- 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学役職員行動規範
		https://www.jaist.ac.jp/about/data/executive-manner.pdf
		・研究活動における不正行為の防止及び措置について
		https://www.jaist.ac.jp/research/prevention/
		· 公的研究費の不正使用防止対応
		https://www.jaist.ac.jp/about/disclosure/compliance/prevention.html
		・情報セキュリティーポリシー(学内専用) ・ハラスメントの防止について(学内専用)
		ハンンン の別正につかて(子以会出)
	Î.	

記載事項	更新の有無	記載欄
原則4-1 法人経営、教育・研究・社 会貢献活動に係る様々な情 報をわかりやすく公表する 工夫		法令に基づく公表事項及び教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報を、主にWEBサイトにおいて公表している。 ・本学ホームページ https://www.jaist.ac.jp/index.html
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・ 方法による公表の実施状況		本学ホームページでは、在学生、保護者、修了生、企業・研究者等の対象に応じて必要な項目を閲覧できるような構造としており、また、教育、研究、学生生活、就職・キャリア、国際交流、社会連携等の項目ごとにページ分けし、階層化した構造としている。 ・本学ホームページ https://www.jaist.ac.jp/index.html
補充原則4 - 1② 学生が享受できた教育成果 を示す情報		学生が大学で身に付けることができる能力としてディプロマ・ポリシーを 策定している。また、ディプロマ・ポリシーに示した能力を修得させるため のカリキュラム・ポリシーも策定しており、各学位の基幹となる学問分野に 対応した講義及び研究室教育の実施について明示している。 本学の教育成果に係る学生の満足度等については、修了が確定した学生に 対するアンケートをもって確認している。 学生の進路状況については、本学ホームページで公表している。 ・ディプロマ・ポリシー https://www.jaist.ac.jp/education/system/diploma-policy.html ・カリキュラム・ポリシー https://www.jaist.ac.jp/education/system/curriculum-policy.html ・修了確定者アンケート https://www.jaist.ac.jp/education/evaluation/completion.html ・修了生の進路状況 https://www.jaist.ac.jp/careersupport/course/

	■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情
	報
法人のガバナンスにかかる	当該情報を本学ホームページにて公表している。
法令等に基づく公表事項	・本学ホームページ(大学案内)
	https://www.jaist.ac.jp/about/